

官馬爲誰飼養、隨命而已、久之不進、

〔新撰字鏡〕口 嘸王于反、阿波久、又馬

〔倭名類聚抄牛馬體〕嘶嘶音附

玉篇云

嘶音西訓以波由

馬鳴也、唐韻云

嘶久利都岐

云布馬腹下聲也、

〔箋注倭名類聚抄牛馬體〕以波衣見源氏物語須磨卷、以波由流見源氏物語總角卷、後拾遺集春部

上權僧正靜圓歌、伊奈々久、見拾遺集戀部四歌、按萬葉集以音假借馬聲二字、廣韻聲也作鳴、玉篇作鸞馬腹下聲也、孫氏蓋依之、廣韻作鳴、未必是孫氏之舊說、文鸞馬行徐而疾也、段玉裁曰、說文本

有鸞鸞二字、鸞訓馬行徐而疾也、鸞訓馬腹下聲也、今本鸞下脫馬腹下聲之訓、以鸞下馬行徐而疾

填之、遂脫鸞字、

〔倭訓采前編三〕伊 いな、く倭名鈔に嘶をよめり、玉篇に馬鳴也と見ゆ、いの鳴なり、萬葉集に馬聲

をいとよめり、新撰字鏡に、喧をいなくとよめり、○中

いばゆ、倭名鈔に嘶をよめり、いばえともいへば、いばえの義なり、馬聲をいとよめるも萬葉集に見えたる、

〔源氏物語四十七〕四角 御ともの人々おきて、こはづくり馬どものいばゆるをも、たびのやどりのある
やうなど、○下

〔拾遺和歌集十〕四題しらず

あがかへるみちのくろこま心あらば君はこすともをのれいな、け

〔明良洪範二十三〕相馬彈正少弼昌胤ハ、其先將門ニ出タリ、千葉之介常胤ガ二男總州相馬ニ住セシヨリ在名也、奥州中村ノ城主ナリ、千葉家ノ氏神妙見ハ七星ノ其一ヲ祀リ、千葉七家ニテ妙見ヲ以テ宗廟トス、千葉嫡子相續シテ、神體ハ飯高ニ在ト云、奥州相馬領分ニシテ、六月妙見祭リニ神事ノ野馬追ト云事アリ、摠家中甲冑弓箭ヲ帶シ、兵具ヲ揃ヘ、行伍ヲ建テ、勢子ヲ以テ野馬ヲ追

よみ人しらず